

## 身体的拘束最小化のための方針

---

当院では、患者様・利用者様の尊厳と権利を尊重し、安全で安心できる医療・介護を提供することを基本理念としています。

身体的拘束は、身体的・精神的苦痛を与え、人間としての尊厳を損なうおそれがあるため、原則としてこれを行いません。

当院は「身体的拘束ゼロ」を目標とし、やむを得ない場合を除き身体的拘束を行わない医療・ケアの提供に努めます。

### 1. 基本方針

1. 患者様・利用者様の人格と尊厳を最大限尊重します。
2. 身体的拘束は原則として行いません。
3. 身体的拘束に代わるケア方法を検討し、実践します。
4. 身体的拘束の必要性について常に検討し、最小化に努めます。
5. 身体的拘束を行う場合は、法令および院内規程に基づき適切に対応します。

### 2. 身体的拘束の定義

身体的拘束とは、患者様・利用者様の意思に反して身体の自由を制限する行為をいい、厚生労働省が定める身体拘束に該当する行為を指します。

### 3. やむを得ず身体的拘束を行う場合

患者様・利用者様または他の方の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限り、以下の要件を満たした場合のみ身体的拘束を行うことがあります。

- ・ 切迫性: 生命または身体が危険にさらされる可能性が高いこと
- ・ 非代替性: 身体拘束以外に代替する方法がないこと
- ・ 一時性: 必要最小限の期間に限ること

身体的拘束を行う場合は、医師の指示のもと、記録を作成し、定期的に必要性の評価と解除の検討を行います。

### 4. 身体的拘束最小化に向けた取り組み

当院では身体的拘束を最小化するため、以下の取り組みを行います。

- ・ 身体的拘束最小化委員会の設置
- ・ 身体的拘束事例の検証
- ・ 代替ケアの検討
- ・ 環境整備およびケア方法の改善

### 5. 職員教育

すべての職員に対して身体的拘束最小化に関する研修を定期的 to 実施し、身体拘束を行わないケアの理解と実践を推進します。

### 6. 本方針の公開

本方針は院内掲示およびホームページにて公開し、患者様・ご家族様へ周知します。

令和 8 年 6 月 1 日

まるがめ医療センター

病院長 草野 展周

看護部長 矢野 いづみ